

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）										大分県						
										市区町村数	18					
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）				
			担当課(室)名	所 属	事務 所掌	庁内 連絡 会議 の有 無	諮問 機 関 の有 無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日（西暦）	問3-2 施行日（西暦）	問3-3 現在の 状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍 推進法との 関係	問4-3 計画策定 の方法	問4-4 現在の 状況
						17	17	17				18				
44	201	大分市	生活安全・男女共同参画課	1	1	1	1	大分市男女共同参画推進条例	2006年6月27日	2006年10月1日		第4次おおいた男女共同参画推進プラン	2022年度 ～ 2026年度	1	1	
44	202	別府市	共生社会実現・部落差別解消推進課	1		1	1	別府市男女共同参画推進条例	2006年3月18日	2006年3月18日		湯のまち「べっふ」輝きプラン～第3次別府市男女共同参画プラン～	2022年3月 ～ 2032年3月	1	1	
44	203	中津市	人権・同和対策課	1	2	1	1	中津市男女共同参画推進条例	2015年3月17日	2015年4月1日		第三次中津市男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2025年3月	1	1	
44	204	日田市	地域振興課	1	2	1	1	日田市男女共同参画推進条例	2009年9月28日	2009年10月1日		第3期 日田市男女共同参画基本計画	2021 ～ 2030	1	1	
44	205	佐伯市	福祉保健企画課	1	2	1	1	佐伯市男女共同参画審議会	2005年3月30日	2005年7月1日		第5次佐伯市男女共同参画計画	2024 ～ 2028	1	1	
44	206	臼杵市	部落差別解消推進・人権啓発課	1	2	1	1	臼杵市男女共同参画推進条例	2013年3月25日	2013年4月1日		第2次臼杵市男女共同参画基本計画	2017年4月 ～ 2027年3月	1	1	
44	207	津久見市	津久見市 人権尊重・部落差別解消推進室	1	2	1	1	津久見市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		第2次津久見市男女共同参画基本計画	2019年4月 ～ 2030年3月	1	1	
44	208	竹田市	人権・部落差別解消推進課	1	2	1	1	竹田市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第2次男女共同参画プランたけた(改訂版)	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
44	209	豊後高田市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	2	1	豊後高田市男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		ぶんごたかだ愛・あいプラン(第4次豊後高田市男女共同参画計画)	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
44	210	杵築市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	1	1	杵築市男女共同参画推進条例	2006年3月24日	2006年3月24日		杵築市男女共同参画プラン	2020年4月 ～ 2025年4月	1	1	
44	211	宇佐市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	1	1	宇佐市男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		第3次宇佐市男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2031年3月31日	1	1	
44	212	豊後大野市	人権・部落差別解消推進課	1	2	1	1	豊後大野市男女共同参画推進条例	2005年7月19日	2005年7月19日		第2次豊後大野市男女共同参画基本計画	2016年4月 ～ 2026年3月	1	1	
44	213	由布市	人権・部落差別解消推進課	1	2	1	1	由布市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		由布市第3次男女共同参画プラン	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
44	214	国東市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	1	1	国東市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第3次国東市男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
44	322	姫島村	総務課	1	2	1	2	姫島村男女共同参画推進条例	2014年3月17日	2014年4月1日		姫島村男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2029年3月	2	1	
44	341	日出町	人権尊重・部落差別解消推進室	1	2	1	1	日出町男女共同参画推進条例	2006年7月4日	2006年7月4日		第2次日出町共同参画基本計画	2016年4月 ～ 2026年3月	1	1	
44	461	九重町	社会教育課	2	2	1	1				4	新ここのえ男女共同参画プラン	2016年4月 ～ 2026年3月	2	1	
44	462	玖珠町	人権確立・部落差別解消推進課	1	1	1	1	玖珠町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		玖珠町男女共同参画第3次基本計画	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1	

＜選択肢回答＞

所属	庁内連絡会議	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	現在の状況
1 首長部局	1 有	現在の状況	女性活躍推進法の推進計画との関係	1 策定予定有
2 教育委員会	2 無	1 2025年3月末までの制定を目途に検討中	1 一体	2 策定予定無
		2 2024年度以降の制定を目途に検討中	2 一体でない	
事務所掌	諮問機関	3 その他	計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)	
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有	4 検討していない	1 単独計画として策定	
2 1ではない	2 無		2 総合計画の一部として策定	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設 形態			問6－5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理		問4－2 女性活躍推進法との関係			
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
			2						1	1	0	2	0	0			
44	201	大分市	大分市男女共同参加鶴センター	たびねす	870-0021	大分市府内町1丁目5番38号	097-574-5577	097-537-3666	https://www.city.oita.oita.jp/o018/kurashi/danjo/1403593220993.html		○		○				
44	202	別府市	別府市男女共同参画センター	あすべっぶ	874-0903	別府市大字別府字野口原3030番地16	0977-21-8289	0977-21-9042	https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/danjyokyoudousaankaku/	○		○		○			
44	203	中津市															
44	204	日田市															
44	205	佐伯市															
44	206	臼杵市															
44	207	津久見市															
44	208	竹田市															
44	209	豊後高田市															
44	210	杵築市															
44	211	宇佐市															
44	212	豊後大野市															
44	213	由布市															
44	214	国東市															
44	322	姫島村															
44	341	日出町															
44	461	九重町															
44	462	玖珠町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主 な 事 業									
					常勤（雇用しない職員） 期間の定めがない職員	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	2	1	2	2	1	0	1	
44	201	大分市	大分市男女共同参加鶴センター	2014年4月1日	3	8	12,512	○	○	○	○	○	○		○	セミナーや講演会参加者への託児サービス、婚活事業、パートナーシップ宣誓制度	
44	202	別府市	別府市男女共同参画センター	2013年4月1日	2	5	19,186	○	○	○		○	○			婚活支援事業	
44	203	中津市															
44	204	日田市															
44	205	佐伯市															
44	206	臼杵市															
44	207	津久見市															
44	208	竹田市															
44	209	豊後高田市															
44	210	杵築市															
44	211	宇佐市															
44	212	豊後大野市															
44	213	由布市															
44	214	国東市															
44	322	姫島村															
44	341	日出町															
44	461	九重町															
44	462	玖珠町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長 、 自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性活躍推進法との 関係 問4-2	女性比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称																
				2		14	1	7.1	16	1	6.3	3	0	0.0	2	0	0.0	3,438	129	3.8
44	201	大分市				1	0	0.0	2	1	50.0							684	35	5.1
44	202	別府市	2004年9月15日	湯のまち「べっぶ」男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	0	0.0						1	0	0.0
44	203	中津市				1	0	0.0	1	0	0.0							372	17	4.6
44	204	日田市				1	1	100.0	1	0	0.0							162	2	1.2
44	205	佐伯市				1	0	0.0	2	0	0.0							1	0	0.0
44	206	臼杵市				1	0	0.0	1	0	0.0							301	10	3.3
44	207	津久見市				1	0	0.0	0	0								31	0	0.0
44	208	竹田市				1	0	0.0	1	0	0.0							353	20	5.7
44	209	豊後高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							164	9	5.5
44	210	杵築市				1	0	0.0	1	0	0.0							172	8	4.7
44	211	宇佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							343	7	2.0
44	212	豊後大野市	2010年5月18日	豊後大野市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						225	5	2.2
44	213	由布市				1	0	0.0	1	0	0.0							149	5	3.4
44	214	国東市				1	0	0.0	1	0	0.0							130	0	0.0
44	322	姫島村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
44	341	日出町										1	0	0.0	0	0		75	1	1.3
44	461	九重町										0	0		0	0		0	0	
44	462	玖珠町										1	0	0.0	1	0	0.0	269	10	3.7

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード

1

2024年4月1日

2

その他

問4－2

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8－2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況	問9－1					調査時点コード																		
			問8－1			問8－2					(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)																					
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委員	女 性 比 率 (%)	問8 目標設定 の対象である審 議会等の目標 及び現状値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他		
						790	699	11,282	3,427	30.4																								
		小計																																
44	201	大分市		2026年3月	女性委員の構成比率 が3割以上である委員 会等の割合50%以上	208	187	2,408	742	30.8	法律設置、条例設置、要綱等設置の審議会等と地方自治法第180 条5の委員会等及び農業委員会、農地利用最適化推進委員	69	62	848	240	28.3	6	6	38	12	31.6	46	10	21.7	47	10	21.3	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	
44	202	別府市	30.0	2025年		112	94	1,999	564	28.2		21	21	530	117	22.1	6	6	29	8	27.6	39	2	5.1	40	2	5.0	1				1		
44	203	中津市	50.0	2026年3月		52	46	824	235	28.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	52	46	824	235	28.5	6	4	42	12	28.6	46	3	6.5	47	3	6.4	1				1		
44	204	日田市	35.0	2026年3月		73	68	1,191	366	30.7		66	62	940	216	23.0	5	4	52	9	17.3	45	3	6.7	46	3	6.5	1				1		
44	205	佐伯市	50.0	2029年3月	2028年3月まで40%(佐 伯市総合計画上)	45	44	798	312	39.1	法律、条例、規則により設置されている審議会等	40	39	762	300	39.4	6	5	36	12	33.3	39	2	5.1	40	2	5.0	1				1		
44	206	臼杵市			2027年3月までに女性 委員の割合が4割以 上の審議会等の割合 60%	19	18	249	91	36.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	19	18	249	91	36.5	6	4	29	7	24.1	28	6	21.4	29	6	20.7	1				1		
44	207	津久見市	40.0	2030年3月		14	12	243	74	30.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	15	12	243	74	30.5	6	5	33	6	18.2	29	2	6.9	30	2	6.7	1				1		
44	208	竹田市	30.0	2027年3月		28	24	482	111	23.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	28	24	482	111	23.0	6	3	29	7	24.1	34	3	8.8	35	3	8.6	1				1		
44	209	豊後高田市	40.0	2029年3月		18	18	196	63	32.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	17	16	189	61	32.3	6	4	29	7	24.1	14	2	14.3	15	2	13.3	2	2024年5月1日	2	2024年5月1日	2	2024年5月1日	
44	210	杵築市	40.0	2025年3月		25	21	328	110	33.5		47	21	328	110	33.5	6	3	29	4	13.8	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1		
44	211	宇佐市	40.0	2027年3月		31	28	497	139	28.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会のうち広域の審議会を除 く審議会	31	28	497	139	28.0	6	3	65	6	9.2	34	5	14.7	35	5	14.3	1				1		
44	212	豊後大野市	50.0	2026年3月		32	29	346	118	34.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	32	29	346	118	34.1	6	4	31	9	29.0	17	1	5.9	18	1	5.6	1				1		
44	213	由布市	40.0	2026年3月		30	27	448	143	31.9	地方自治法202条の3に基づく審議会等	30	27	448	143	31.9	6	4	28	7	25.0	24	4	16.7	25	4	16.0	1				1		
44	214	国東市	60.0	2027年3月	2027年3月までに、女 性委員の構成比率が 3割以上である委員 会等の割合が60%以上	40	36	614	185	30.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等のうち、女性委員が3割 以上であるものの割合を目標にしている。	40	36	614	185	30.1	6	3	32	6	18.8	25	0	0.0	26	0	0.0	1				1		
44	322	姫島村				0	0	0	0			12	9	115	20	17.4	0	0	0	0	0.0	13	0	0.0	14	0	0.0	1				1		
44	341	日出町	40.0	2026年3月		0	0	0	0			26	19	369	98	26.6	5	2	34	4	11.8	26	1	3.8	27	1	3.7	1				1		
44	461	九重町	40.0	2015年3月		53	40	498	138	27.7		10	7	95	33	34.7	5	3	25	4	16.0	20	0	0.0	21	0	0.0	2	2025年3月31日	2	2023年4月1日	2	2023年4月1日	
44	462	玖珠町	40.0	2030年3月		10	7	161	36	22.4		9	6	115	20	17.4	5	4	32	7	21.9	22	1	4.5	23	1	4.3	1				1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等委員	女性比率(%)					審議会等数	問4-2 うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)
														5	5	356	161	45.2	1	1	3	1	33.3						
		大分市												1	1	136	89	65.4	0	0	0	0	0.0						
		別府市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中津市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日田市												0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3						
		佐伯市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		臼杵市												1	1	74	16	21.6	0	0	0	0	0.0						
		津久見市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		竹田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊後高田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		杵築市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		宇佐市												2	2	100	40	40.0	0	0	0	0	0.0						
		豊後大野市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		由布市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		国東市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		姫島村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日出町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		九重町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		玖珠町												1	1	46	16	34.8	0	0	0	0	0.0						

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
					議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7					
						議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 2. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)					
					議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			13		1の合計	18	0	15		1			16	15	15	15	14	8	
			3		2の合計	0	12	3		17			1	1	2	1	3	1	
			0		3の合計	0	4			0			0	0	0	0	0	0	
			1		4の合計	0	2						1	2	1	2	0	0	
44	201	大分市	1	大分市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を変更した場合に、変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	大分市議会	1	2	1	大分市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (平27議会規則1・令3議会規則1一部改正)	2			1	1	1	1	1		
44	202	別府市	1	別府市議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の職員(任期付職員、臨時任用職員及び会計年度任用職員を除く、以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務の遂行上支障がないと認められる文書等とする。 2 旧姓を使用することができる文書等の例は別表第1のとおりとし、旧姓を使用することができない文書等の例は別表第2のとおりとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、旧姓を文書等に使用するときは、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする職員は、旧姓の使用開始を希望する日の7日前までに旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長及び人事担当課長を経て任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条第2項に規定する申請があった場合において、旧姓の使用が職務の遂行上支障がないと認めるときは、速やかに前条第1項の承認をするものとする。 2 任命権者は、前条第1項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。	別府市議会	1	2	1	別府市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2				1	1	1	1	1	1
44	203	中津市	2		中津市議会	1	2	1	中津市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
44	204	日田市	1	日田市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(非常勤職員及び臨時任用職員を含む、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。	日田市議会	1	2	1	日田市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	
44	205	佐伯市	1	佐伯市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に、引き続き変更前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を業務上において使用することについて必要な事項を定めるものとする。	佐伯市議会	1	2	1	佐伯市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1		1
44	206	臼杵市	1	臼杵市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用の範囲) 第7条 旧姓使用者が旧姓を使用することができる文書は、次に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできる内容のもの (3) 公務員の権利及び義務に係る文書のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用により係争となるおそれがない内容のもの (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書	臼杵市議会	1	3	1	臼杵市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
44	207	津久見市	2		津久見市議会	1	2	1	津久見市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助 その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村 コ コ ロ ロ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
					1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
44	208	竹田市	1	竹田市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓を使用することができる文書等) 第7条 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	竹田市議会	1	3	1	竹田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
44	209	豊後高田市	1	豊後高田市職員旧姓使用取扱規定 (目的) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)をいう。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長を経由して市長に申請しなければならない。 (承認) 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 前条の規定による承認を受けた職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第6条 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用にあたっては、常に市民、他の職員等に誤解及び混乱を生じさせないよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用することができる文書等には一貫して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この規程に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。	豊後高田市議会	1	2	1	豊後高田市議会会議規則 91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
44	210	杵築市	2			1	4	2		2			1	4	4	4	1	
44	211	宇佐市	1	宇佐市職員の旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。	宇佐市議会	1	3	2		2			1	1	1	1	1	1
44	212	豊後大野市	1	豊後大野市職員旧姓使用取扱規程 (承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 (承認) 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用について承認するものとする。	大分県豊後大野市議会	1	2	1	豊後大野市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
44	213	由布市	1	由布市職員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については、旧姓の使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第5条 市長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民、他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	由布市議会	1	2	1	由布市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他 その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
44	214	国東市	1	国東市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この告示は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に、変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	国東市議会	1	2	1	国東市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		国東市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条4 議長等が引き続き6月以上定例会、臨時会及び委員会(以下「定例会等」という。)に出席しないときは、別表に定める額に次の表の欠席期間に応じた割合を乗じて得た額を差し引いた額を支給する。	1	1	1	1	2	2	
44	322	姫島村		姫島村議会	1	4	2		2			4	4	2	4	2			
44	341	日出町	4	日出町議会	1	2	1	日出町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
44	461	九重町	1	九重町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上または事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書等であって、次に掲げるものとする。 (1)職場での呼称 (2)名刺、職員録等単に名前が記載されたもの (3)職員の権利や義務に関する文書等のうち、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする紛争が生じるおそれがないもの (4)起家文書、事務分掌等専ら組織内部で使用する文書等のうち、職員同一性を容易に確認できる内容のもの (5)その他法令等に基づかない文書であって、所属長が認めるもの 玖珠町職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、個性を尊重し、働きやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	九重町議会	1	2	1	九重町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
44	462	玖珠町	1	玖珠町議会	1	3	1	玖珠町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間内を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割							
道	区	府	町	区	問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	
					議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1. を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定がありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画の実施にしていることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
県	村	町	コ	コ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 . ハラスメント等防止に関する規定（倫理規	2 . ハラスメントに関する議員向け相談窓口	3 . その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っており、今後、行う予定もある。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）		
ド	ド	名																			
44	211	宇佐市	4	4	3								3		3	1	宇佐市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 （通称名又は旧姓の使用） 第2条 議員は、通称名又は旧姓（以下「通称名等」という。）を使用するときは、通称名等使用承認申請書（様式1号）を議長に提出しなければならない。 2 前項の通称名等使用承認申請書には通称名等を証する書類を添付しなければならない。ただし、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項の規定により選挙長が認定した呼称（以下「通称名」という。）を有する場合において、本名に代えて通称名の使用を求めるときは、通称名に係る認定書（写し）を添付するものとする。 3 議長は、通称名等使用承認申請書の提出を受けたときは、議会運営委員会に諮り承認又は不承認を決定する。ただし、一般選挙後に係る議員については当選後に開催される全員協議会に諮り決定するものとする。 4 議長は、前項の規定により通称名の使用の承認又は不承認を決定したときは、通称名等使用（承認・不承認）決定通知書（様式2号）により当該議員に通知する。ただし、議長不在のときは、年長議員名にて通知するものとする。		2		
44	212	豊後大野市	4	1	2								1	2	1	3			2		
44	213	由布市	4	4	1	1						由布市議会基本条例 第18条 議員は、市民の負託による代表者としてその倫理性を常に認識し、その活動においては公正性、透明性を重んじ、不断の努力をもって品位の保持に努め、議会全体の政治倫理向上に努めなければならない。 2 議員は、自らの立場と責任を深く認識し、いやしくも自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民に疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。	2	2	2	4				2	
44	214	国東市	4	4	3								3		3	4			2		
44	322	姫島村	4	4	3								3		3	4			2		
44	341	日出町	4	4	1	1						日出町議会議員政治倫理規程 （政治倫理基準） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 （1）町民の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。 （2）町民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用していかなる金品の授受等をしないこと。 （3）町又は町が出資する法人若しくは補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の町が財政的援助を与えているもの（以下「指定法人等」という。）が行う議員その他の契約に関し、特定の企業のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。 （4）町又は指定法人等の職員等の採用、昇格、異動等に関与しないこと。 （5）町又は指定法人等の職員等の公正な職務執行を妨げ、権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。 （6）政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。	2	2	3	4				2	
44	461	九重町	4	4	3								1	3	3	1	九重町議会議員の旧姓の使用に関する取扱要綱		2		
44	462	玖珠町	4	4	1					3	研修会開催		1	1	2	4			2		